

事業系ごみの手引き



上天草市

令和7年8月作成

事業系ごみについて考えてみましょう

人と海がふれあうまち上天草 ～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～

この言葉は「**第2次上天草市環境基本計画**」に掲げる目指すべき環境像です。その実現に向けた具体的な取組を実施するため、**5つの項目**を基本目標として設定しており、その項目の1つに「**持続可能な循環型社会の実現**」を掲げています。

これは、ごみの減量化や資源化について、**市民（団体）、事業者、行政**の各主体がそれぞれ**連携・協働**し、できることから少しずつ取り組んでいこうというものです。

近年の本市の事業系ごみの排出量は、ごみの総排出量の**32～34%**を占めており、その割合は長い間横ばいで推移しているのが現状です。

事業者の皆様におかれましては、この「事業系ごみの手引き」を参考に、今一度、事業活動に伴い発生するごみの量・分別状況などについて点検を行い、ごみの分別、減量化及び資源化のさらなる強化をお願いします。

【目次】

○排出者責任、関係法令・条例	P 1
○廃棄物の区分	P 2
○産業廃棄物の種類と具体的な例	P 3
○事業系一般廃棄物の処理方法について	P 4～P 5
○松島地区清掃センターにおける産業廃棄物搬入の例外	P 6
○まずはごみの減量、そして資源化	P 7
○ごみの減量化、資源化チェックリスト	P 8～P 9
○古紙類の資源化	P 10
○事業系ごみ減量に取り組むメリット	P 11
○不適正搬入の防止検査	P 12

排出者責任、関係法令・条例

事業者の排出者責任が強化されています

事業活動に伴って出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、その種別によって処理方法が異なります。

事業活動に伴って出る廃棄物の処理責任については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分類に関係なく、排出する事業者にあることが規定されています。

このことから、事業者は法令に基づき、廃棄物を適正に処理しなければなりません。

※事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者とは限らず、病院、学校、官公庁などの公共サービスを提供する者や非営利の団体も含まれます。

☆事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(法第3条第1項)

●一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味します。

☆事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努め、廃棄物の処理が困難にならないようにしなければなりません。
(法第3条第2項)

●物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難にならないようにするなど、ごみの減量に努めなければなりません。

☆廃棄物の減量、その他適正な処理の確保などに関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。
(法第3条第3項)

●事業者には、その事業所が所在する当該市町村の指導に従って事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の分別、減量化、資源化に取り組む義務が生じます。

☆市の定めた分別などの基準を守らずに処理業者が事業系ごみを収集・運搬・処分した場合、改善命令を出すことがあります。
(法第19条の3第1号)

●この改善命令に従わない場合は、罰則があります。(法第26条第2号)

☆市職員は必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬、処分などの状態を検査することができます。
(法第19条第1項)

●上記の立入検査を拒否した場合などには、罰則があります。(法第30条第8号)

☆事業者が不法投棄を行った場合には、3億円以下の罰金が課せられます。
(法第25条第1項第14号)

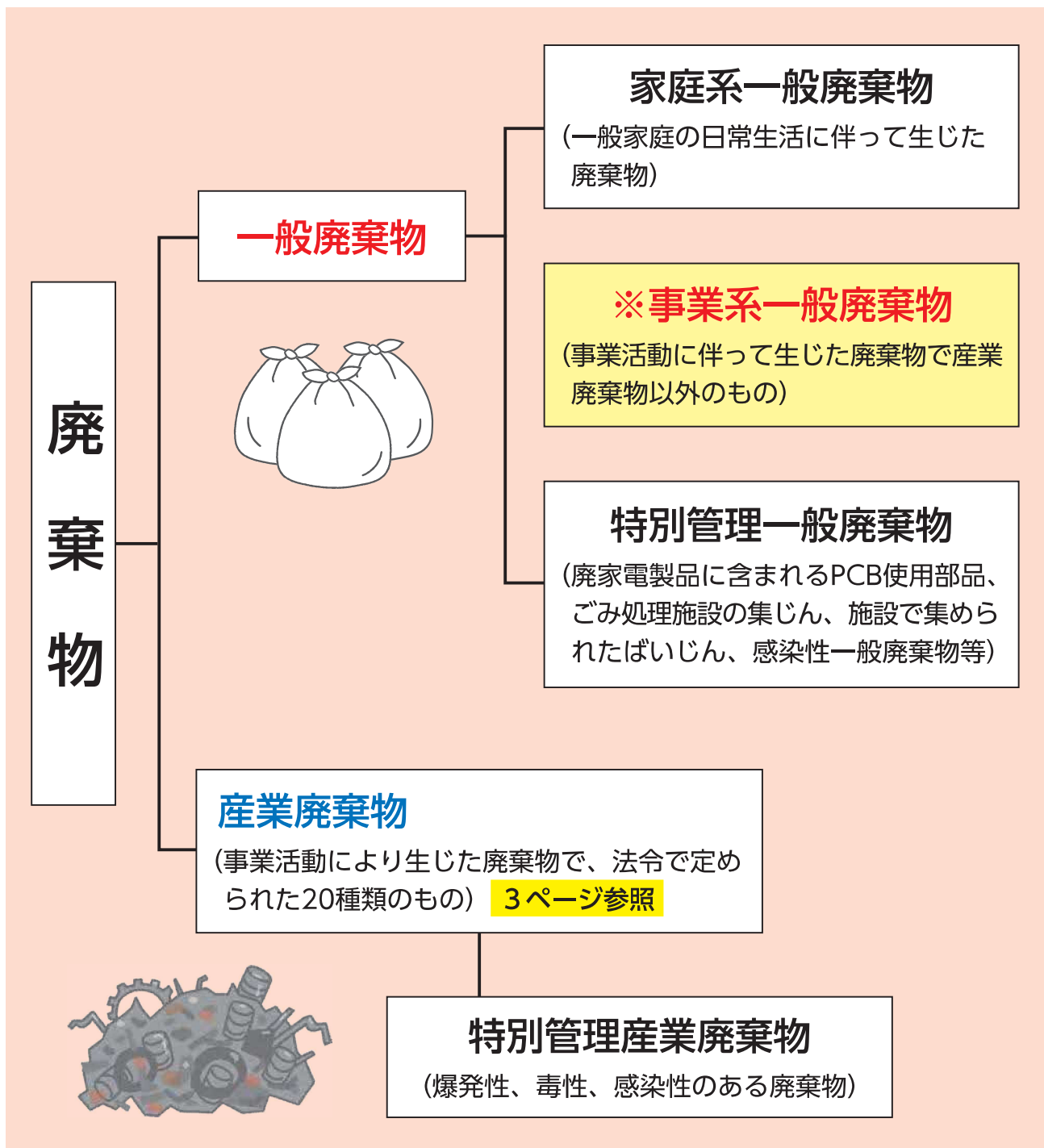
●不法投棄があった場合、行為者とその当該事業主も罰せられます。(両罰規定・法第32条)

その他、循環型社会形成推進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などの法令で、事業者の排出責任が定められています

廃棄物の区分

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり他人等に売却できないために不要になったものをいい、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定められています。

これらの廃棄物は、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。



この「手引き」は、上図にある一般廃棄物のうち、「事業系一般廃棄物」の適正処理などについて記述しています。

産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	活性炭、焼却炉の残渣などの各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油などの鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液などの有機性無規制を問わず、すべての廃酸
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液などの有機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなどの固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなどの不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどのコンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	(10) 鋼さい	鉱物砂、サンドブラストの廃砂、不良石灰、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
※排出する業種などが限定されるもの	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 （注：これ以外の業種から発生するコピー用紙などは、事業系一般廃棄物）
	(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 （注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物） ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） （注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません）
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （注：これ以外の業種から発生する、不要な天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物）
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体などした獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

※上記表の(13)～(19)は同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系一般廃棄物となります。（ただし(14)②はすべての業種で産業廃棄物になります）

適正処理の詳しい方法については、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課（TEL：096-333-2278）にお尋ねください。

事業系一般廃棄物の処理方法について

「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」では、処理できる施設や業者が異なるため、正しく分別して、適正に処理してください。住居と店舗などの事業所が同一の建物であっても、事業所から出るごみを家庭ごみと一緒に家庭用のごみ袋で出すことはできません。(湯島地区を除く)

各々分別し、適正に処理してください。

(1) 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。委託する場合は、収集運搬業者と処分業者それぞれの業者と書面で契約しなければなりません。

産業廃棄物許可業者

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50754.html>



産業廃棄物に関する
問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

TEL：096-333-2278

(2) 事業系一般廃棄物の処理方法

一般廃棄物の処理方法は、①「収集運搬許可業者へ委託する」か、②「処分施設に自己搬入する」方法があります。

①収集運搬業者に委託する場合

●許可業者一覧

許可エリア	業者名	電話番号
大矢野町	有限会社大矢野清掃社	0964-56-4809
大矢野町	八光海運株式会社 熊本支店	0964-56-6000
松島町	有限会社松島清掃社	0969-56-0598
松島町・姫戸町	株式会社クリーン開発	0969-28-3130
龍ヶ岳町	龍ヶ岳清掃社	090-1199-3702
龍ヶ岳町	クリーン龍ヶ岳	0969-62-0009

※ R7.4.1現在



②処分施設に自己搬入する場合

●松島地区清掃センター

○所在地 上天草市松島町教良木236番地

○電話番号 0969-57-0161

○受付時間 月曜日から金曜日 8時45分～12時 13時～16時
(土日祝日、年末年始等休み)

※毎月29、30、31日は設備点検のため、不燃物の搬入はできません。

○使用料 基本使用料 (50kgまで) 750円

※ R7.4.1現在 追加使用料 (10kgごと) 150円

○持ち込めないもの

【処理禁止物】 法律でリサイクルが義務付けられているもの

・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、パソコン、ディスプレイ

【排出禁止物】 事業で発生したもの、施設での処理が困難なもの

・金網、看板、カーポート、太陽熱温水器などの屋外建造・設置物

・自動車又はバイク及びこれらの部品、船外機、チェーンソーなどの発動機、発電機

・瓦、ブロック、レンガ、材木などの建築廃材

・農業用ハウスパイプ、農機具、漁網、パチンコ台などの業務用品

・ガスボンベ、農薬びん、化学薬品、ガソリンなどの危険物

・コンプレッサー、耐火金庫、ワイヤーロープなどの解体困難物

・**産業廃棄物**

※**分別して持ち込んでください。**(分別されていないものは引き取りをお断りする場合があります)

※大量のごみを持ち込む場合は、事前にお電話ください。

●民間の処分業者 (主に木くずなど)

業者名	電話番号
八光海運株式会社 熊本支店	0964-56-6000
株式会社 天草・リサイクルセンター	0969-56-0030

※持ち込むごみが処分可能なものか事前に確認をお願いします。



松島地区清掃センターにおける産業廃棄物搬入の例外

以下の品目は、一般廃棄物とあわせて処分しており、松島地区清掃センターへの搬入が可能です。

※資源物の分別をお願いします

ペットボトル



- ・水で**中をすすいで**出します
- ・キャップは透明な袋に握りこぶしくらいの大きさにまとめて、「**容器包装プラスチック**」へ出します

缶類（アルミ缶・スチール缶、スプレー缶）



OR



- ・「アルミ缶、スチール缶」と「スプレー缶」に分けます
- ・「アルミ缶、スチール缶」は水で**中をすすいで**出します
- ・スプレー缶は**カセットボンベ**と**殺虫剤**のみです
- ・スプレー缶は屋外で**穴をあけて**から出します

びん類（透明びん、茶色びん、生きびん、その他の色びん）

透明びん

色のついていない
透明なびん

- ジュース
- 調味料
- しろ（白濁びん）など



茶色びん

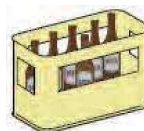
茶色のびん

- 健康ドリンク
- 地ビール、ビールびん（中）
- 薬びん など



生きびん

- 一升びん
- ビールびん（大）



その他の色びん

左記にふくまれない
びん

- ワイン
- 一升びん（緑色など）
- ウイスキー など



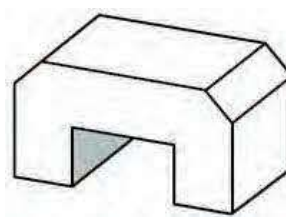
- ・水で**中をすすいで**出します

容器包装プラスチック



- ・**プラマーク**が付いているものが対象です
- ・洗って汚れをおとします（洗いにくいものなどは可燃ごみへ）

発泡スチロール



- ・汚れているものは可燃ごみへ出します
- ・トレイは「**容器包装プラスチック**」へ出します

廃食油

使用済み植物性食用油（水や調味料が混ざっていないもの）

出せるもの ○

- てんぷら油
- ゴマ油
- サラダ油



出せないもの ×

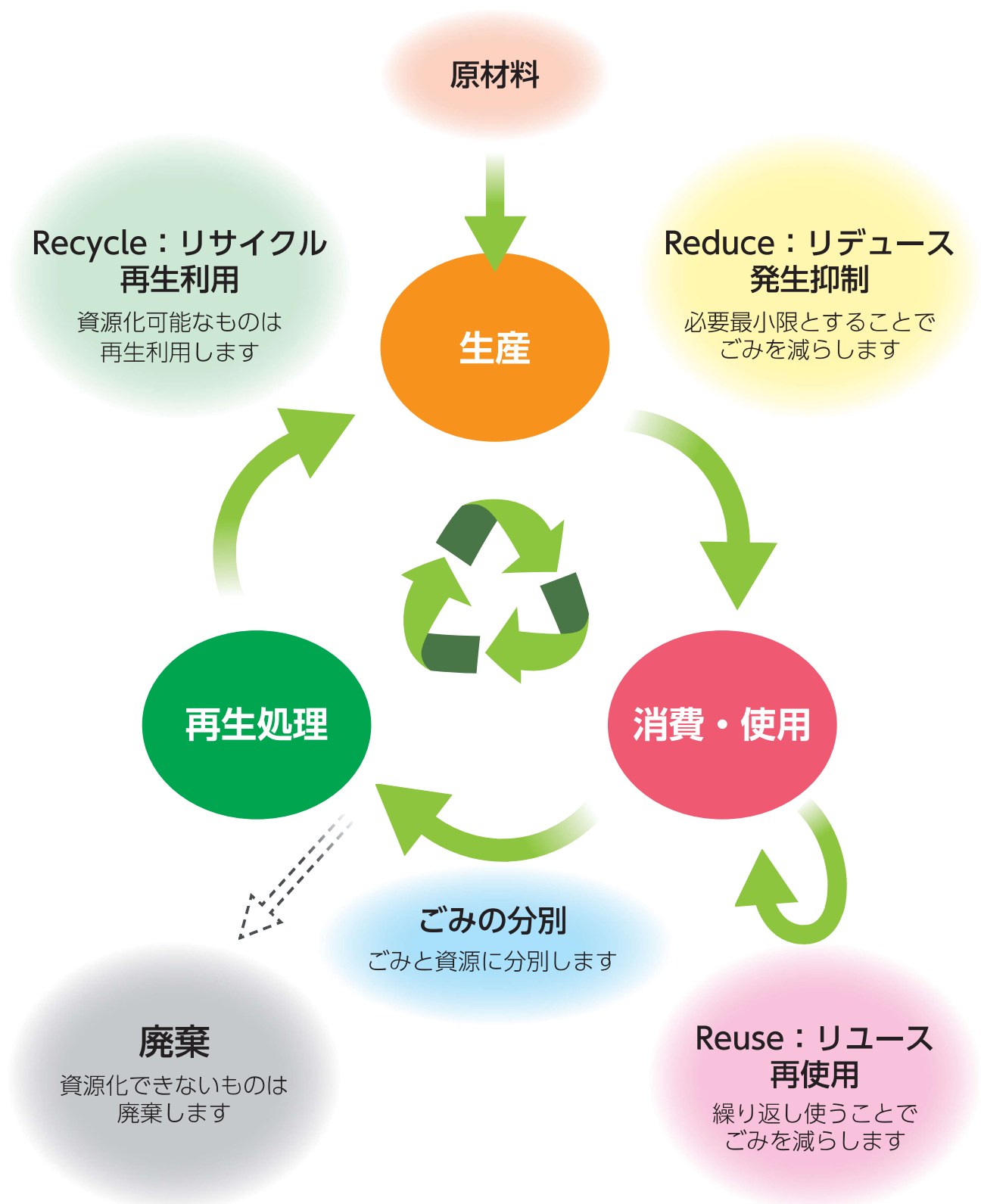
- ガソリン、灯油
- ラード、バター
- エンジンオイル
- 固めた食用油 など



まずはごみの減量、そして資源化

ごみの減量化、資源化の基本は、「3 R」と「ごみの分別」です。

まずは、できる限り使用量を抑え（Reduce：リデュース）、どうしても必要なものは繰り返し使い（Reuse：リユース）、資源化可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）します。



ごみ減量化、資源化チェックリスト

各事業者におけるごみの減量化、資源化に向けた行動例を示します。
各事業者独自の取組みを考えるきっかけにしてください。



捨てればごみ、分ければ資源
再利用を心がけましょう！



オフィス・事務所向け

Reduce リデュース

- ☐ 両面コピーの励行、使用済み用紙の裏面利用など、紙の使用量を削減している
- ☐ 会議資料の電子化など、ペーパーレス化を推進している
- ☐ ペンなどの事務用品で詰め替え式のものを活用している

Reuse リユース

- ☐ 使用済み封筒・ファイルなどを再利用をしている
- ☐ 長く繰り返し使える製品を活用している

Recycle リサイクル

- ☐ 古紙を分別している（10ページ参照）
- ☐ ビン類、缶類、ペットボトルをきちんと洗って分別している（6ページ参照）
- ☐ 印刷用紙は再生紙を使用し、事務用品は再生品を使用している

その他

- ☐ 事務所内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取組などを従業員に周知している



店舗（小売・サービス）向け

Reduce リデュース

- ☐ 過剰包装をしないよう、簡易包装、無包装での販売をしている
- ☐ 購入した商品が長く使われるよう修理、修繕サービスを充実させている
- ☐ カトラリーなどの使い捨てプラスチックを使用しないお客様へポイントを付与するなど、プラスチックの削減を呼びかけている

Reuse リユース

- ☐ 使用済み封筒・ファイルなどを再利用している
- ☐ 長く繰り返し使える製品を活用している

Recycle リサイクル

- ☐ 古紙を分別している（10ページ参照）
- ☐ ビン類、缶類、ペットボトルをきちんと洗って分別している（6ページ参照）
- ☐ 販売した商品や使用済み商品を回収し、資源化している
- ☐ パンフレット、チラシ、包装紙など再生紙を使用している

その他

- ☐ 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取組などを従業員に周知している
- ☐ プラスチック素材の代わりにバイオプラスチックを使った製品を活用している
また、そのことを表示している

食品販売向け



Reduce リデュース

- ☐ 食品くずなどを廃棄する前に「水切り」を徹底している
- ☐ 小容量（小分け）やばら売りで販売している
- ☐ 季節商品を予約販売している
- ☐ 値引きシールやポイント付与など売り切る工夫をしている
- ☐ 手前の商品から買う「てまえどり」を啓発している
また、それが食品ロスの削減に繋がる購買行動であることを併せてPRしている
- ☐ 量り売りやノントレーで商品を提供している
- ☐ 使い捨てプラスチック提供時にお客様へ意思確認をしている

Reuse リユース

- ☐ 詰め替え商品など、長期間繰り返し利用できる商品を積極的に販売している
- ☐ 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材、梱包材を繰り返し使用している

Recycle リサイクル

- ☐ 古紙を分別している（10ページ参照）
- ☐ ビン類、缶類、ペットボトルをきちんと洗って分別している（6ページ参照）
- ☐ 生ごみを資源化している（生ごみ資源化施設への搬入や生ごみ処理機の導入など）
- ☐ パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

その他

- ☐ 店舗内におけるごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取組などを従業員に周知している
- ☐ プラスチック素材の代わりにバイオプラスチックを使った製品を提供・活用している
また、そのことを表示している

飲食店・宿泊施設向け



Reduce リデュース

- ☐ 食品くずなどを廃棄する前に「水切り」を徹底している
- ☐ 規格外の農水産物を活用している
- ☐ 野菜などの端材を活用している
- ☐ 小盛メニューを提供している
- ☐ 食べ残しメニューの持ち帰りに対応している
- ☐ 使い捨てプラスチック提供時にお客様へ意思確認している
- ☐ カトラリーなどの使い捨てプラスチックを使用しないお客様へポイントを付与するなど、プラスチックの削減を呼びかけている

Reuse リユース

- ☐ はし、コップ、おしぼりなどは使い捨てではなく、再利用できる素材を使用している
- ☐ 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材、梱包材を繰り返し使用している

Recycle リサイクル

- ☐ 古紙を分別している（10ページ参照）
- ☐ ビン類、缶類、ペットボトルをきちんと洗って分別している（6ページ参照）
- ☐ 生ごみを資源化している（生ごみ資源化施設への搬入や生ごみ処理機の導入など）
- ☐ 店内設置ごみ箱に分別表示を来店者向けにわかりやすく掲示している

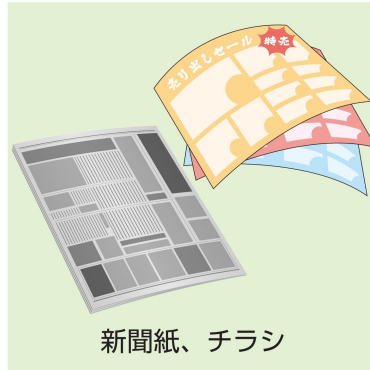
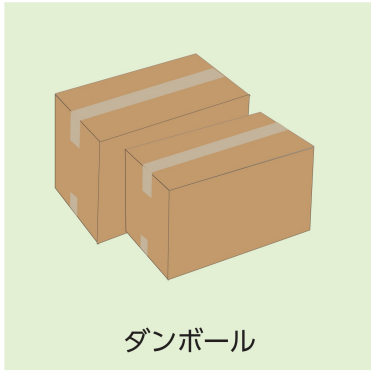
その他

- ☐ 店舗などのごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取組などを従業員に周知している
- ☐ プラスチック素材の代わりにバイオプラスチックを使った製品を提供・活用している
また、そのことを表示している

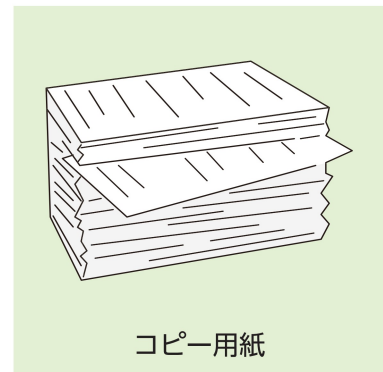
古紙類の資源化

ダンボール・新聞紙・雑誌などはもちろん、雑誌類の分別の徹底をお願いします。
雑誌は可燃物への混入割合が多く、**分別すれば大幅なごみの減量**につながります。

資源になるもの



↑ 雑誌にまとめる



※濡らしたり汚したりすると、資源になりません。

資源にならないもの



事業系ごみ減量に取り組むメリット

事業者におけるごみ減量化、資源化への取組は、省資源、省エネルギー、地球温暖化防止、汚染物質の削減など地球環境の保全に寄与することができます。また、事業活動にもさまざまなメリットがあります。

コストの削減と効率化が 達成できます

特に紙類の使用量を抑えるなど、事務用品の無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、経費の節約・効率化が図れます。

●具体的な取組例…10ページ参照

職場内での節約を
心がけましょう



企業イメージが 向上します

地球温暖化など、環境問題全般への関心が高まる中、ごみ減量化、資源化に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージの向上につながります。

従業員の意識啓発に つながります

ごみを出さない職場を目指すことで、過剰生産の抑制、作業工程の合理化、品質管理の向上など、従業員の意識啓発につながります。

地球にやさしい
取組を！



地球環境の保全に 寄与します

ごみ減量化、資源化の取組を推進することにより、省資源、省エネルギー、汚染物質削減など、持続可能な地球環境を次世代に残すことができます。

不適正搬入の防止検査

上天草市では、松島地区清掃センターでの廃棄物搬入検査及び展開検査、事業所への立入検査を実施する場合があります。

不適正搬入を行った事業者が特定された場合は、廃棄物の受入れを拒否するなど、厳格な処置を講じます。

また、改善命令に従わないなど、悪質な場合は、熊本県警察に相談し、罰則規定の適用を促す場合があります。





事業系ごみの手引き

上天草市市民生活部環境衛生課

〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地

TEL：0964-26-5541（直通）